平成２６年（フ）第５０４８号
東京都豊島区駒込６丁目12―15―403
債務者　江藤　弘幸
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０４９号
神奈川県川崎市宮前区菅生ケ丘37―16
債務者　瀬川　和也
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０５０号
神奈川県川崎市宮前区菅生ケ丘37―16
債務者　瀬川　里枝（旧姓永井）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０５５号
東京都江東区亀戸７丁目63―10―203
債務者　西岡　由理（旧姓日下田）
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０７５号
神奈川県藤沢市亀井野980―２―105、住民票上の住所神奈川県藤沢市湘南台４丁目18―１ラメール湘南台Ｂ203
債務者　小原　弘之
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０８２号
東京都東村山市栄町３丁目12―８―110
債務者　比留間節子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０８６号
東京都葛飾区立石４丁目31―11　田中方
債務者　堀内　洋子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０８７号
埼玉県北本市古市場２丁目36―１―101
債務者　佐藤　義明
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５０８８号
埼玉県北本市古市場２丁目36―１―101
債務者　鈴木恵里加
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５５６号
横浜市保土ケ谷区霞台49番７号　コスモクリエイト301号
債務者　石橋　礼奈
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５８７号
横浜市中区松影町３丁目９番地４　第五港館616号室
債務者　益田　雅貴
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７１７号
横浜市港北区日吉本町２丁目48番８号　市金ハイツ206号
債務者　佐橋　静子
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７７４号
横浜市泉区岡津町1301番地５　コーポクボタ201
債務者　齊藤　純一
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０３号
静岡市葵区北４丁目９番17号
債務者　鈴木　里江
1　決定年月日時　平成26年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月30日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１号
島根県浜田市金城町上来原14番地
債務者　原　　清恵
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部